

老舗企業研究の変遷にかんする準備的研究—家訓、家憲を中心に—¹

A preliminary study on historical transition about researches on long established companies: focusing on family rules and family traditions

曾根 秀一

文化政策学部 文化政策学科

Hidekazu SONE

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本論文の目的は、商家、職家を中心とした家訓の起源や特徴について、歴史的な変遷も交えながら論じていくものである。その上で、先行研究も踏まえながら、老舗企業にかんする研究史の整理を行っていく。また、家訓や家憲の研究の影響を受け、老舗企業研究は、2つに大別できる。1つは、歴史研究アプローチであり、もう1つは定量研究アプローチである。とくに本論文では、歴史研究アプローチから老舗企業を論じている研究に着目した。存続要因を家訓中心に着目している点、また、老舗企業を取り上げる業界や地域に偏りがみられるもとの、企業の存続が議論されていることを指摘し、同時にその背後にある経緯や理由を指摘する。その上で、奈良最古の和菓子屋である本家菊屋の菊岡家（創業1585年）、わが国最古の宮大工の金剛家（創業578年）に残る家訓を調査し、内容を紹介するとともに、その特徴について分析した。

The purpose of this paper is to discuss the origin and characteristics of family precepts including historical transitions. Then, based on previous studies, the histories of studies on long-established companies are organized. Also, influenced by the studies on family precepts, the studies on long-established companies are classified into 2 major categories. One is a historical study approach, and the other one is a quantitative study approach. This paper particularly focused on the studies which discussed long-established companies by the historical study approach. This paper points out that they focused on the family precepts as the survival factors and that they discussed the survivals of the companies with the examples of the long-established companies in biased industries and locations, then at the same time points out the processes and causes which lie behind them. Then, the family precepts which remain in a few long-established companies were investigated, the contents were introduced, and their characteristics were analyzed.

はじめに

わが国では、古くから家訓が存在し、この家訓をもとにその後、店則、家憲などが作成されてきた。しかしながら、その時代的な変遷や家訓の収集、翻刻、家訓のもつ意味合いなどについての考察は十分に行われてはいない。そこで、本論文では、家訓の始まりから、武家、そして庶民身分へと伝播していったことについて触れつつ、老舗企業の研究にも大きな影響を与えたことを示していく。また、本論文では、実際に未翻刻の家訓も紹介することで、家訓研究、老舗研究に一定の貢献が出来ることを考える。

そもそも家訓とは、家中の教訓、つまり家の教えを意味し、家の掟（家法）を細かく説いて、教えとしたものである（桑田、1944）。ただ、家訓の内容は、家の掟、店則、奉公人規則、相続規則、財産配分、当主の地位を定めたもの、遺言など内容だけでなく、その職業も多岐に渡っている。

こうした家訓を遺す背景には、子孫に残すべき家の財産が出来て、これをいかに残し、また家（家業）を存続させていくかということがその目標とされた。そのため、家訓を遺している家は、一定の上層の家々であるともいえる。

しかしながら、家訓をつぶさに観察しても職業の内容やその規模、時代によって差異がみられることも指摘できる。そこで、公家、武家、商家、農家、職家²などとそれぞれの立場の家訓を見ることにより、わが国の家訓の発展や変遷、さらには、書かれた当時の思想や考え方を学ぶことができる³。家訓にかんして研究が行われてきた家族社会学の分野では、家訓を系図や家紋、位牌らと並んで、継承財と呼び、「家の統合」、「永続の象徴」「永続を補助する伝統」「連続性の象徴」とした。

1. わが国の家訓の起源と萌芽

わが国における家訓は、590年頃中国の南北朝時代に顔之推によって全7巻で記された『顔氏家訓』⁴の家族道德、訓戒の影響を受け、奈良時代末期の宝亀年間(770-780)⁵に、吉備真備がこれに倣って記された『私教類聚』が、最古とされる。この『私教類聚』は、現存せず、逸文のみが伝わっているが、これによると、官人としての戒めを中心に子孫にあて記されている。内容的には、儒教や仏教を尊び、さらには医術、算術といった官人として必要な知識を

¹ 本章の内容は、平成26～28年度科学研究費・若手研究（B）（課題番号26780227）、平成26年度～28年度 挑戦的萌芽研究（課題番号26590059）の研究助成の成果の一部である。本家菊屋・菊岡家26代目菊岡洋之氏、金剛組・金剛家故39代目金剛利隆氏、40代目金剛正和氏をはじめ、関係者の皆様へのインタビュー調査及び史料調査等において、多大の便宜を得た。ここに記して深く感謝の意を表したい。

² 本論文では、大工職人の家を取り上げる。

³ 曾根（2013）では、時代によって家訓の内容を書き換えることについて論じている。

⁴ 『顔氏家訓』は、自らの経験に基づき、子孫に対して学問の重要性を説いている。6世紀の中国社会の実情が記され、貴重なものとなっている。中国を代表する「家訓」として非常に有名であり、江戸時代のわが国においても公刊され、人々の教訓として用いられた。とくに、子女の幼児期からの教育方法、子に対する愛情のかけ方など、日常面に即していることから人々は身近に感じたとも言えよう。

⁵ 作成年は諸説あるが、法制史研究の滝川政次郎は、吉備真備晩年の宝亀年間としている。

重んじる一方で、道教や予言を排し、博奕などを禁じる内容でもあった。『顔氏家訓』だけでなく、『論語』、『礼記』、『史記』などからの引用がみられる。

平安時代では、897(寛平9)年に宇多天皇が幼少の醍醐天皇に与えられた「寛平御遺誡」、公家の家訓では、947(天曆元)年以降に、藤原師輔によって記されたとされる「九条殿遺誡」(「九条右丞相遺戒」)が古いことで知られる。ここには、毎日の起床後に行うべき事や入浴などの日常生活全般の所作、宮廷への出仕する際の心得や作法などの訓戒が示されている。

2. 武家の家訓

武家の家訓にかんする研究は古くからあり、それによると、武家最古の家訓は、鎌倉時代に記された北条重時の家訓とされ、「六波羅殿御家訓」と「極楽寺殿御消息」の2つがあるとされる。この重時は、2代目執権北条義時の三男にあたり、重時の息子、長時(後の6代目執権)への教訓として記されたものと考えられる。「六波羅殿御家訓」は43箇条からなり、1247(宝治元)年頃、子の長時が六波羅探題の地位に就任する際、あるいは、長時が元服する際に書かれたとする説がある。

もう一つの「極楽寺殿御消息」は、重時が出家した後の極楽寺谷の山荘において、没年間近の1261(文応2、弘長元)年頃に記された。子々孫々や寿命についても書かれているように、子や孫たちに書き残した訓戒の一つとされる。条文は、100箇条と長文でまとめられているため、当時の日常生活、風俗も垣間見ることができ、多くの家訓に登場する神仏への祈念(1条、48条)、家の存続、武家としての考えや心構え(2条、19条、89条、97条など)、人としてのあり方(14条、22条、23条、38条、78条、83条、98条、100条など)、親への接し方(4条、24条など)、日常の所作、振る舞い(7条、15条、40条、99条など)など、現代人にも共通することが多く論じられている。また、その後の武家の家訓にはあまり出てこない、女性に対する戒め(49条、50条)も記され、子々孫々への想いが含まれていることが鑑みられる。さらには、生活面の細かい所作や心の修養などについても論じられているところが非常に興味深い⁶。

南北朝時代になると、勤王の家であった菊池家の家訓が記され、菊池家13代目当主の武重の家訓やその弟、武茂の家訓が存在する。そのほかにも足利尊氏の遺訓である「等持院殿御遺書」、新田義貞の教訓「新田左中将義貞教訓書」、斯波義将の「竹馬抄」などもあるが、これは、後人によって記されたとされる(岩崎, 1937; 桑田, 2003)。

その後、多くの武家において、家法が作成されていったが、その多くは応仁の乱以降の戦国時代に各地の大名や豪族が、独自の法度、掟、置目などを定めた。江戸期に入るとその家訓は変容していく。江戸初期では、戦国期の家訓に散見された戦乱の世を生き残るための術として実力主義や能力主義をもととした考えが残っている⁷。こうした時代背景と、家法とが相俟って、実効的な効果をおさめるのに役立ったのが、家訓であった。しかし、江戸中期になると時代が安定し、いかに家督を差し障りなく相続し、御家を維持していくかについて考えが移行していく。

こうしてみると、中世の武家の家訓は、倫理的、教訓的性格が強く、「家」の運営にかんした具体的な規定は含まれない(米村, 1999)。

3. 商家の家訓

商家の家訓や家法が出来るのは、こうした、武士の家訓を範としながら、近世になってからのことである(宮本, 1941; 吉田, 1973)。商人が作成した最も古い家訓の部類は、博多の豪商であり、神屋宗湛・大賀宗九と並び「博多の三傑」と呼ばれた島井宗室⁸が、慶長15(1610)年に養嗣子の島井信吉に対して送った17箇条の訓戒『島井宗室遺書』とされる(田中, 1961; 吉田, 1973)。

その後、他の商人らも同様に、財を蓄え次世代にこれを残そうとし、家訓を遺すことが一般的になっていった。とくに身分社会が固定した後の享保年間(1716~1736)以後に先祖あるいは中興の祖、家業を発展させた功績者によって作成されたものが比較的多い(宮本, 1942)。

家訓の目的は、家名を永久に継承させたい、子孫の繁栄と安全を期したいという願望であるとし、その対象は、家族や家門一統に限られたものであった。ようするに、当時の家長が、家名、家業の永久相続と子孫の繁栄、繁昌を望んで、自己の多年の経験や過去の労苦から得た信念を、子孫に対して具体的に実現する方法として、紋章や絵によって示し訓戒及び遺戒したのである。

また、宮本(1941)は、家訓及び店則には商人意識の消極面と積極面に別けられるとしている。消極面を現すものとして、奉公・体面・分限の三意識をあげ、一方、積極面を始末・算用・才覚をあげている。「家訓には『上を敬み、下を憐れむ』が根本の精神に流れてをり、秩序・長幼の意識と相交錯しつつ、商家一切の関係がこの主従関係に準じさへした」(宮本, 1941, 75頁)と論じているように、当時では報恩・忠節・奉公が社会道徳として最も強いものであったため、こうした消極的面の家訓は他家においても多くみられる。たとえば近江商人の正野家の1708(宝永5)年に記された11箇条の家訓がある(本村, 2003)。

⁶ 100箇条を大別すると、以下ようになる。ただ、重複するところもあるが、筆者の考えのもと分類をした。ここからわかることは、武家としての心構えよりもむしろ、日常の所作や振る舞い、身分に関係なく人としてのあり方、重要なことを多く述べられている事は興味深い。多くの家訓に登場する神仏への祈念(1条、48条)、武家としての考えや心構え(2条、19条、20条、21条、26条、31条、32条、36条、41条、55条、56条、62条、75条、76条、88条、89条、97条)、人としてのあり方(14条、22条、23条、25条、27条、30条、33条、34条、35条、37条、38条、39条、42条、46条、51条、57条、58条、59条、63条、64条、67条、77条、78条、83条、86条、98条、100条)、親への接し方(4条、24条)、日常の所作、振る舞い(7条、8条、9条、10条、11条、12条、15条、17条、18条、28条、29条、40条、43条、44条、45条、47条、52条、53条、54条、60条、61条、65条、66条、68条、69条、70条、71条、72条、73条、74条、79条、80条、81条、82条、84条、85条、87条、90条、91条、92条、93条、94条、95条、96条、99条)などが詳細に論じられている。

⁷ 例えば、『井伊直孝家訓』など。

⁸ 島井宗室(1539~1615)は、安土桃山~江戸時代初期にかけて、活躍した博多の豪商である。島井家は代々酒屋や金融業を営み、父、茂久から受け継いだ宗室は、対明・対朝鮮貿易で一代で巨万の富をたくわえた。さらに、九州諸大名に金銀を貸付け巨額の富を築いたことでも知られる。

そこには、製菓業に対する精勤、また、相場取引、大名貸しの自粛といったことが子孫に向け論じられていた⁹。

3-1 事例：本家菊屋・菊岡家の家禁（家訓）

さらに本論文では、400年以上にわたって奈良で和菓子屋を営む本家菊屋の菊岡家に着目し、その資料の調査を行った。ここで簡単に本家菊屋について若干の説明をしておこう。現在は株式会社として奈良県内に10店舗ほどの店を構え、運営されているが、その創業は1585（天正13）年までさかのぼる。本家菊屋の初代である菊屋治兵衛が、豊臣秀吉の弟である大和郡山城の城主として着任した豊臣秀長につき従って、この地に来たことに由来する。秀吉をもてなすために、茶会に献上したのが、現在も本家菊屋の代表する菓子であり、粒餡を餅でくるみ、きな粉をまぶした一口サイズの「御城之口餅（おしろのくちもち）」である。秀吉は大変気に召し、これを「鶯餅」と銘したという。また、いつの頃からか、城の大門を出て1軒目に店を構えたことから「お城の入り口で売っている餅」として、「お城の口餅」と通称が付けられ今日に至っている。また、この菓子は、わらべ歌に歌い継がれ、奈良名物としても知られる。現在の当主、菊岡洋之氏は26代目に当たるといふ。

この本家菊屋の本店には、一幅の掛け軸があり、そこには、初代菊屋治兵衛の肖像画と家禁（家訓）が記されている。これまで、長年、一部の内容が不明とされてきたが、本論文では、この奈良で最も古い菓子屋といわれる本家菊屋に残る家訓を翻刻することで、家訓研究に貢献することができると考える。

3-2 史料1 菊岡家史料「家禁」より

御公儀之御掟を堅く相守り、正直を元とし、驕りを禁じ、倏吝を分ち、家業出精いたし候義勿論之事、不義不実等之義、屹度停止たるべき事并家督相続いたし可申事

とある。冒頭にも家禁と記されているように、消極面である、奉公・体面・分限の三意識が全面に押し出されたものになっている。これらを細かくみていくと、この家禁は、7箇条あることがわかる。第1条に、御公儀の掟を堅く守ること（幕府の法令は守ること）、第2条に、正直を基本・根幹とする。第3条、贅沢を禁止し、第4条、欲深さを絶ち、第5条、家業に精を出すことは勿論のこと、第6条、道に外れたり、誠実でない行い等は必ずやめること、第7条、家督相続はしなければいけない、と内容は、多岐に渡っていることがわかる。

こうした消極的な側面を多く持つ家訓は、他家でも散見されるが、ここまで多くみられるものは珍しいかもしれない

い¹⁰。

そこには、地域内において、他の老舗企業よりも古いだけでなく、先に商いに成功したがゆえに、守るべき家産が出来、守成の精神が働いたと指摘できよう。

4. 職家（職人）¹¹の家訓に着目した研究

職人の家に伝わる家訓は、他の武家や商家と比べると、格段に少ない。それは、帳面としてきちんと残さなかっただけでなく、口伝として残されてきた背景がある。曾根（2013）の研究では、明治維新以前から存続する約30の大工を生業とする企業の史資料調査を行っているが、そのうち文面として家訓が存在しているものは、大阪四天王寺お抱え大工である金剛家のみであった。また、鑄造業においても同様のことがいえ、口伝が残されているのみであった¹²。

上記であげたように、なぜ家訓研究は、その対象とする業種そのものに偏りが見られるのか。

その背景の一つとして、明治維新以後、主要産業として発展してきた呉服太物商に着目することは、社会に与えるインパクトが大きかったことがあげられる。さらに歴史的にも史資料が数多く残存し、研究者にとっても研究を行いやすい条件が背景にあったのである。

しかしながら、近年、こうした研究対象に偏りがみられる家訓研究に対して、その問題点を指摘するとともに、これまで論じられてこなかった分野に着目した研究もあらわれるようになった（曾根, 2015; 曾根・吉村, 2004; 2008; 吉村・曾根, 2005; 上村・曾根, 2008など）。彼らは、四天王寺のお抱え大工を務める金剛家の家訓に着目し、その中でも、1802（享和2）年の再建の際に正大工として務めた、第32代金剛八郎喜定が亡くなる間際に残した「遺言書」に着目している¹³。この喜定は、「金剛氏系図」によれば「長病ニテ死去ス」とあり、長病の床にあったことから金剛家の行く末を案じて、このような「遺言書」を認めたようである。この史料にある「一番大切なことは、家名が安泰で相続することである」という文言は、代々続いてきた宮大工の金剛家の長期存続を強く望んだものとなっている。

4-1 事例：金剛家の家訓

なかでも、「遺言書」の中にある「職家心得之事」は、その後の事業の継続において多大な影響を与えたものであると伝えられ、全部で16箇条から成る。特に第1条は、曲尺を使い職学の習得と同時に神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくわきまえることが大事であり、これが職家第一の誇りであるとし、いかにも宮大工の家らしい内容となっている。また、第14条においても「入

⁹ 他にも近江、伊勢、大阪、京都、江戸など多くの商人の家訓を取りあげた研究が存在するが、紙幅の関係上、ここでは割愛する。はっきりした作成年代はわからないが、江戸末期と思われる。

¹⁰ 本業である菓子に関する具体的な内容はとくにみられなかった。

¹¹ 本論文は特に大工の家に着目した。

¹² 数百年存続する、とある鑄造を生業とする家では、「鑄物は魔物である」という口伝が伝わっている。ようするに、鑄物は、家業を支え、大きな仕事があれば儲けることが出来るが、その一方で、作成過程で失敗をすると、大損失を被る恐れがあるということを意味しているという。

¹³ 全部で16ヶ条から成る。特に第1条は、曲尺を使い職学の習得と同時に神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくわきまえることが大事であり、これが職家第一の誇りであるとしている。商家における多くの家訓の第一条には、「御公儀御法度の儀、堅く相守り申すべく……」といった公儀尊重や法令遵守の言葉が掲げられているのに対し、いかにも宮大工の家らしい部分でもある。また、第十四条においても見積もり入札における注意事項が書かれており、宮大工家の特色が出ている。すべての内容についてはここでは曾根・吉村（2004）に詳しく、割愛する。

札等之儀申来り候ハ、得と其先相糺差障り無之」などと、見積もり入札における注意事項が記されている。

以下の史料2は、「遺言書」の中にある16箇条から成る「職家心得之事」である。以下では、「職家心得之事」に大意を付す。大意は、原著者の意図を正しく伝えることに主眼をおいたため、逐語訳をはずれた部分もある。また、原文には見出しはないが、理解を助け、のちの叙述と整合性を図るために便宜的に訳者が付したものである。

4-2 史料2 金剛家史料「職家心得之事」より¹⁴

■第1条 儒仏神三教の考えをよく考えよ

一曲尺遣イ職学稽古并乾坤具足考五行之定様之故実、神社仏閣俗家二いたる迄、儒仏神三教之考能々考弁可有之候、是職家第一之得意也

(大意)

一曲尺を遣い職学の稽古ならびにあらゆるものが備わる五行の定様と神社仏閣から民家に至るまで儒仏神三教の考えをよくよく考えわきまえなさい。これが職家第一の心得とすところである。

■第2条 主人の意向に従え

一御殿并二御武家之事者、深く考ルニ不及、其主人之好二可随候事

(大意)

一御殿並びに武家について深く考える必要はない。その主人の意向に従いなさい。

■第3条 修行に励んで分をわきまえよ

一読書十露盤専稽古可被致候事
右者職家第一之入用二候間、唯無余念一心二励三修行可致候事

右之外芸道者其任器量二身分相応之事者相学可申候、不依何事不相応之場席江者、立寄候事も不被致候様相心得可申候事

(大意)

一読書、そろばんをもっぱら稽古しなさい。
このことは、職人の家では第一に必要な事であり、ひたすら他の考えを持たず、一心にして修行しなさい。
右のほか芸事はその能力にまかせ、身分相応の事は身につけておきなさい。なにごとにもよらず身分不相応なところへ立ち寄るようなことはしないように心得なさい。

■第4条 出すぎたことをするな

一世間之御衆中江交りいたし候とも、必差出過候事なきよふ相心得可申候事

(大意)

一世間の人達と交流しても必ず出すぎたことをしないように心得なさい。

■第5条 大酒は慎め

一大酒いたし不申候様相心得可申、若心得違いたし候而、

附合二事ヲ寄セ大酒杯致候而者、不被計も無調法出来身分立チかたく相成り、増長して者命ヲ失ふ、能々見聞いたし相慎可申候事

(大意)

一大酒はつつしむよう心得なさい。付き合いという理由で、大酒などをしては、自分で思っていないくても、不調法が出来、さらに増長して、命を失うようなことをよくよく見聞して、そのようなことは慎むようにしなさい。

■第6条 身分に過ぎたことはするな

一身分過たる花美成衣帯致シ間敷候事

(大意)

一身分に過ぎた贅沢で華やかな装いをしてはいけない。

■第7条 人を敬い、言葉に気をつけよ

一為人ヲ上敬詞柔和ニして、多言無之様相心得可申候事 (大意)

一上位にある人を敬い、言葉は丁寧にし、多言しないよう心得なさい。

■第8条 憐れみの心をかけろ

一内人弟子二至迄目下之人者、厚憐愍之心持詞柔和して、召遣イ可申候事

(大意)

一内人、弟子に至る迄目下の者に憐れみの心をかけ、丁寧に話し、召使いなさい。

■第9条 争ってはならない

一不依何事、人とあらそふ事なかれ

(大意)

一どんなことがあっても人と争ってはいけない。

■第10条 人を軽んじて威張ってはならない

一仮初二も人ヲ軽大言雑言申間敷候事

(大意)

一仮にも人を軽んじて大きなことや悪口を言ってはならない。

■第11条 誰にでも丁寧に接しなさい

一何れ之人ヲあしらふとも慇懃者よし

(大意)

一どんな人に対しても丁寧にしなさい。

■第12条 身分の差別をせず丁寧に対応せよ

一世間之勤メ高下差別有共丁寧者よし

(大意)

一世間の勤めとして身分の高下があったとしても、どんな身分の人にも丁寧に対応しなさい。

■第13条 私心なく正直に対応せよ

一不依何二諸事万端取引致被呉候御衆中へ者、無私正直二面談可致候事

¹⁴ 詳しくは、曾根・吉村 (2004)、吉村・曾根 (2005) 参照。

(大意)

一どんなことであっても、すべてにおいて取引していた
だいている皆様(お客様)には、私心なく正直に對しなさい。

■第14条 入札は一番廉価で正直な見積書を提出せよ

一家職相勤り候様二相成り候而、不依何れ積り物入札等
之儀申来り候ハ、得と其先相糺差障り無之候ハ、承、時
節之直段聞合候而、莫太高下之積り必致間敷、廉直積り書
付差出シ可申候事

(大意)

一家業が勤まるようになって見積もり入札をせよと言っ
てきたら、しっかり相手先などをよく調べ、差し障りがな
ければ、承知するようにしなさい。時の相場にも留意して、
過大見積りなどがないように、廉価で正直な見積書を書い
て出しなさい。

■第15条 家名を大切に相続し、仏神に祈る信心を持て

一不依何事、自身二不相分候儀者、親類打寄相談之上万
事取計可致候事

右者我平生多病候故、職家心得之要用荒増書置候、畢竟
者忠孝者不及申家名大切二相続シ、時節見合妻女求子孫残
シ、不養生成事者慎、常二保養ヲ加、長寿保、仏神祈信心
啓(ママ)固にして早く仏心発起シ、大善知識奉達弥陀
之本願授り得仏果罪業離、勇心之思ひ二而、束二後世たの
しみ候事専要候者也

(大意)

一どんなことがあっても自分で判断出来ない時は、親類
に相談して万事決めなさい。右は私が普段から病気がちで
あるため、職家の心得の必要なことを荒増し書き置く。つ
まり忠孝者は言うまでもなく家名を大切に相続し妻を求め、
子孫を残して子供の養育をきちんとし、常に保護しなさい。
そして、長寿を保ち仏神に祈る心を持って、早く仏の心を
起こして大善知識を持って一つになり、弥陀の本願を授かり、
悟りを得て罪業は離れ、勇気の心を思い、今から後世
を楽しむことが肝心なことである。

■第16条 先祖の命日は怠るな

一先祖之靈年廻忌日命日二者、懈怠なく捧香華仏事供養
之営ヲして、時節身分相応之施シ可致候様相心得可申候、
謹言

(大意)

一先祖の靈年廻忌の命日には、怠ることなく焼香を捧げ、
仏事を執り行って、その時々々の身分に応じたやり方を心得
なさい。 謹言

上記の内容からも、金剛家が仕えていた四天王寺との関
係をもとに記されたものと考えられる。長期存続を望んで
子孫にあて具体的にしたためられていることがここからも
垣間見ることができよう。

5. 農家の家訓に着目した研究

農家の家訓や家法を扱った研究も商家と比較するとか

なり遅れていることが指摘できる。入江(1977)も述べ
ているように、農家の研究分野については、農業経営史や
技術史といった個別研究の中で副次的にとりあげられてい
るにすぎず、積極的に扱われることが少なかった。史料の
発掘ならびに体系的な研究も遅れをとってきた。そうした中
でも1980年代以降、近世史研究の進展の中で生活史に
対する関心が高まり、地方自治体によって、県、市町村史
が編集され、農家の家訓の発掘を通じて、研究の発展、蓄
積が序々になされていった(市川, 1997)。その成果の
一つでもあるが、農家における家訓の成立は、地域によっ
て異なることが明らかになってきた。農家の家訓類として、
最も古い部類に、1615(慶長20年)年に、都賀郡鍋山
村の小曾戸家の大雅楽助から息子、小三九郎にあてた7箇
条の遺言状がある(入江, 1977)。

また、信州では18世紀の後半、特に天明期の前後に家
訓が集中しているという(市川, 1997)。その理由として、
家訓などが成立する背景に、家や村が変動期を迎え、家
の自立がより必要となるからであった(佐々木, 1992)。
たとえば、山本(2001)は、遠州・掛川の農家である『宮
川氏家訓』を研究し、1747(延享4)年に記された最初の
22箇条及び年代不詳ではあるが、その後、後代によっ
て書き加えられたと考えられる奥書きの6箇条の訓戒から
成立している。この家訓の注目すべき点は、最初に記され
た22箇条と後代に記された6箇条の内容が全く異なること
である。22箇条の内容は、朝起き、掃除、食事、衣類、
子供の教育や看病、親孝行のことなどのように、日常生活
において心がけるべきことについて論じ、また、村役人
としてのわきまえておくべき心得について論じている。しか
しながら、後半の奥書きの6箇条は、これと大きく異なり、
農民らによる一揆に関わらず、精勤を主張することで、家
の永続を強くはかろうとする発想を前面に出し、指示して
いる。この家訓からも時代背景に即して、その時代の当主
の関心事が変化していることがここからも読み取ることが
出来よう。

こうした変化の理由として、佐々木(1992)は、天明
期に「農民層分解」や村方騒動に表象されるような「村社
会の変動」が進行した時期であったと指摘する。まさしく、
後半の6箇条はこの天明期に記されたものであった。

また、各地域の特色が色濃く表れるのも農家の家訓の魅
力である。たとえば、下野の特徴でもある帰農土着した農
家の20にも及ぶ様々な形式の家訓(入江, 1977)や備
中南部の豪農、平松家の家訓で享保年間に記された「農
家常不退抄」(柴田, 1998)に着目した研究などがある。
いずれにしても農家においては、土地が重要な家産のため、
土地の分配や個人による処分なども厳しく制限してきたの
である。

6. 諸外国の家訓に着目した研究

そのほかにもわが国の研究者らによって諸外国の老舗商
家の家訓に着目したものがある。明治期より着目されてき
たのが、ロスチャイルド家の家訓である¹⁵。このロスチャ
イルド家は、元々は、ドイツのフランクフルトで、マイ

¹⁵たとえば初期の研究として大月(1895)があげられる。

ヤー・アンセルム・ロスチャイルド（1743～1812）によって、金融業が興された。さらに、本家を継いだ長男アマシェルはフランクフルト、次男のサロモンはウィーン、三男のネイサンはロンドン、四男のカールはナポリ、五男のジェームズはパリに棲み分けを行うことで、欧州中にネットワークを張り巡らした。1800年前後には、多角化を積極的に進め、鉄道事業をはじめ、各産業にも進出し、絶大な力を持つこととなった。日本にもその影響があったことで知られ、明治期の日本でも着目された存在であったのである。以下に明治期に紹介されたロスチャイルドの家訓を示す¹⁶。

- 一、万時成功の秘訣は、自家の業務に怠らざると企業に成功を見る迄は決して妄りに他言せざるとにあり
- 一、正しき原則を守りとし、取引は之を厳格にし不注意の為に狼狽する勿れ
- 一、自家の逸楽を求めん為め、他人を使用する勿れ
- 一、自ら為し得べき事業は之を自らすべし
- 一、商業の要は、必ず神秘なるにあり。故にわが商客の秘密は深く蔵めて他人に漏らす勿れ
- 一、家客の心情を知るを第一とし、資力不相当に業を始むべからず
- 一、危険の少き少利に甘ぜんよりは危険多き大利を採れ
- 一、取引上のことは必ず記憶の部に残し置くべからず
- 一、商業上には法底の争いと保証人になるは成るべくだけ避くべき事

その他にもロスチャイルド家には、Concordia, Integritas, Industria（調和、誠実、勤勉）といった家訓が示されている。また、家訓を体現するかのように、秘密保持や原則、直系男子に限った経営への参加、女性には家業を継がせない、結婚は一族の中で行う、一族以外を事業に加えないなど、徹底した同族内の繁栄をもととした暗黙の規則が作られている。

また、近年日本国外の家業に着目した研究に、Sone・Lam（2014）がある。イタリア最古の鋳造業であるマリネッリ社（創業西暦1000年ともいわれる）を取り上げ、家の調査などを行った。技能系マリネッリ家には、家訓といったものは存在しなかったが、口伝として「わがマリネッリ族には青銅が流れている」と述べ、誇りを持って家業を数百年に渡って伝えてきた。こうした事例は、わが国と同様に、技能系の老舗企業（家）には、家訓があまり遺されていないという点で一致する部分でもある。

7. 家訓を通じた商家研究、老舗企業研究への影響

長寿企業を対象に、その存続メカニズムの解明を目指す研究が、盛んに行われるようになったのは、1970年以降のことである。これらの研究は、商家研究などの歴史研究

を基盤として展開されてきた。この歴史研究アプローチに共通するのは、老舗企業、とりわけ京都の呉服太物商や両替商に存在する家訓や家憲¹⁷ から存続要因を見出そうとした点である。

しかしながら、長期存続企業の存続、繁栄と家憲や家訓の関係について着目した研究は、1970年以前にも散見され、明治期の墨堤（1902）¹⁸、明治期から大正期の岩崎（1902; 1911; 1914）らの研究がある。例えば、墨堤（1902）では、鴻池家や三井家、大丸、松屋呉服店など呉服太物商16家を中心にその家訓について論じた。岩崎（1911）では、先の墨堤（1902）で取り上げた16家に、さらに19家を加えて全35家を取り上げた。その後、改訂を重ねられ、岩崎（1914）では、50家以上の家訓について論じられた。

その後、老舗企業研究の鎬矢的な研究として知られる、北原（1917）の研究へと繋がっていく。北原（1917）もまた、三井家、住友家などの江戸期から存続する呉服太物商を中心に90家以上の家訓や家憲を紹介し、これを守ることにより家名や家業が長久すると説いた¹⁹。そして、「家門を維持し家名の栄誉を保ち、家庭の円満と幸福とを完うする主旨にて、家憲を定め家法を設け以て、後昆を規し子孫を律すべきである」（20頁）と述べている。墨堤や北原などがこのような議論を展開したのは、この当時（明治期）の人々には、「先祖墨守」の考えが根本にあり、先人が残した家訓や家憲を遵守することによって家が存続するという考え方があった。さらに時代背景として明治末期から大正期における日本資本主義の確立期に、伝統的な経営理念の家訓や家憲などの重要性が再認識され、経営者などが社訓や社是を制定するに際して、江戸時代における呉服太物商の家訓が注目されたためである（竹中・宮本編、1979）²⁰。また、明治中期、急激な西洋化や文明開化に対する反動として、昔を懐かしむ「江戸ブーム」が起きた。こうした時代背景の中、江戸時代の有名人の逸話や噂が語られ、江戸時代の武家や商家の家訓が着目されたのである。その後、宮本（1941）などにより、学術的な視点から家訓及び家憲の研究や分析がなされていくこととなる。

第二次世界大戦後には、各長期存続企業の具体的な事例を通じて論じられるようになる。例えば、横山（1955; 1956）は、京都室町問屋業界の老舗で、1555年に創業し、同地区では最古の歴史をもつ法衣装束及び呉服問屋である千切屋の暖簾内を中心に、分家と別家の創出過程及びそれらが結ぶ暖簾内の変質過程を捉える詳細な事例研究を提示した。

また、立命館大学人文科学研究所の企画、「京都室町織物問屋の研究」においても、足立（1957）が千切屋一門のうち、千吉商店の家業経営の実態に着目している。ここでは、同家に残る史料を中心に実証的な分析を行い、存続発展の所以やさらに同家を中心とした千切屋一門の経営意

¹⁶ しかしながら、その後の海外企業の家訓の調査、研究は、わが国の家訓研究に比べると、研究発展がしていないことも指摘できよう。

¹⁷ 歴史的研究や老舗企業の経営上の行動規範を指す概念として、家憲、家訓、家法、店則を用いている。本稿では、一般的に流通している家訓を用いる。ただし、店則は、家訓と若干意味が異なると思われる。

¹⁸ 墨堤（1902）は、富豪企業の家憲、家法、店則を一括して着目している。墨堤（1902）によると、家憲は、「一家継承にかんする根本法で、重に家長の権制や任務を規定している」（76頁）、家法は、「一家経営にかんする運用法で、主として営業上の職制法を規定したものである」（76頁）と説明している。

¹⁹ 3人の書き方・論述方法が酷似している。江戸期の名門商家に注目し、家訓の重要性を論じている。

²⁰ 実際に北原は、「家憲制定会」なるものを創設し、家憲の普及に努めている。

識について論じた。この千吉商店が存続及び発展出来た最大の物的条件を足立（1957）は、店舗の位置と屋敷の大きさをあげている。そして、経営方針の特徴を、合議による民主的経営、家業第一主義の経営、本家第一主義の独占的経営、新規出入禁止という消極的保守主義経営をあげ、さらには、三代以上継続し明治中期以前に創業した、家業的な商社の43社も「基本調査の対象」としてとりあげた。立命館大学人文科学研究所による老舗企業の企画は、老舗に改めて着目した研究であったが、併せて京都地域、呉服太物商にも着目することを目的とした研究であった。このように京都地域の老舗企業を中心に調査された理由には、実際に京都に老舗企業が集中し、家訓なども多く残存しているという条件がそろっていたためである。こうした傾向は、後の老舗企業研究にも引き継がれていくことになる。

同様に竹中（1977）や竹中・宮本編（1979）による商家の家訓の研究では、誠実さをもととした商業道徳を実践することによってのみ、商家の維持や繁栄がもたらされるとし、明治維新以後の資本主義の形成及び発展も、こうした経営理念が基礎となって実現したと主張する。竹中は著書において、「江戸時代中期以降は、停滞の時期を迎えるが、そのような過程のなかで、着実に堅実な経営理念をもったものだけが、企業を堅実に維持することが出来た。そのような商家では、享保時代以降、それぞれ、家訓や店則が制定せられ、家業の維持・発展がみられた。維新以後の日本経済のすばらしい展開、発展の基礎には、このような基盤があったことを忘れてはならない」（竹中・宮本編、1979、79頁）と述べ、企業のもつ江戸期からの家訓の重要性を説き、家訓に発展の要因を見出そうとした²¹。

主に戦後展開されたこれらの議論は、近代の日本経済の発展要因を江戸期の商家のもつ家訓の中に捉えようとする（作道・宮本・畠山・瀬岡・水原、1978）²²。こうした商家研究を基礎にして、1970年代になると、かつての商家を「老舗」として捉える研究が現れる（京都府編、1970；足立、1974a；1974b；宮本、1980など）。

1970（昭和45）年に京都府が府政百年を記念して出版した京都府編『老舗と家訓』は、京都府下の創業から100年以上存続した企業に伝わる史料や当主のインタビューをまとめた。この第一編を担当した、足立（1970）は、「規範はいずれも、家名、家業を無事長久に相続せしめるに重要、かつ、じゅうぶんな規範であると思われるものである」（4頁）とし、理念的規程の多い家訓の重要性を説いている。ただ、この『老舗と家訓』で取り上げた企業の多くは、それまでの先行研究と同様に、呉服太物商が中心となっている。

その後、足立（1974a）は、京都の老舗59社の家訓の分析と家業経営を経営史の観点から論じた。具体的には、まず京都の商人形成の史的展開を家訓、店則にくわえて、

相続制度、別家制度、奉公人制度、株仲間制度などを細密に分析した。さらに、3社を抽出して、家業経営の具体的な分析を行い、1970年代以降における老舗企業研究の先駆けとなった。足立のこれらの研究は、研究者の手による本格的な老舗企業研究の先駆けとして高く評価出来る。しかし、この59社の業種の内訳は、呉服太物商関連が21社であり、この業種だけで、全体の3割以上を占め、技能や技術を必要とする老舗企業についてはほとんど論じられてこなかったのである。その理由の背後には、技能を口伝で継承してきた業種には、ほとんど史料が残されてこなかった経緯があるためと考えられる。さらには、「かかる家訓の規定が実践されて、相続者の在り方や、暮らし方を拘束していたからこそ、家業の永久相続が可能になって今日に至っているものと考えても過言ではない」（足立、竹中・宮本編、1979、93頁）と主張する。

この定義も老舗企業にかんする古典的な理解を基礎にしたものであり、こうした歴史研究アプローチによって老舗企業の存続の要因が家訓や店則であることが通説になっていったのである。

また、商家研究を主とした研究者は、家業が長期存続する要因を伝統的家制度にあると論じた（中野、1964；三戸、1991）。その理由を家業が、古来からの家の観念によって裏づけられているためとした。中野（1964）は、京都の業種卸商に限定して研究を行い、その同族団（暖簾内）を老舗として捉え、その原型や展開、崩壊の過程を現代の状況に置き換えて詳細に研究し、その特徴を探った。また、間（1963）は、家は1つの制度体で、系譜的連続性を中心にした存続と発展がその基本原理であると指摘し、その受け継がれていく家業の象徴として「のれん」があると指摘する。そして、こうした家業経営の中にある伝統主義は、明治以降の近代企業の中で有力な支柱の役割を果たし、企業が家的性格を帯び、家共同体の経営原理である家の論理を企業が資本の論理とともに継承してきた（間、1963；三戸、1991）。さらに三戸（1991）は、日本的経営を資本の論理と家の論理の合体・合成物として形成され、機能していると指摘した。そして、家の論理が企業内に再生されてくると、伝統的な家訓や家憲を近代的に洗練し直した家イデオロギーで、企業はさらに家的性格を帯びてくると主張する。松本（1977）、松本・山本（1978）、松本（1979）の研究も同様に、「家」を老舗企業として捉え、創業者一族の血縁関係（直系家族・傍系家族・夫婦家族形態など）と家の存続を分析した。

こうした歴史的連続性から、老舗企業研究というのは、企業の存続要因を北原同様、老舗企業の文化（暖簾）の継承に求め、地域や業界も限定された中で、存続要因を探ってきた研究でもある²³。

²¹ 同様に作道（1978）も、「江戸時代の享保期において一般化した商家の家訓が、現代に何を語りかけているのか、またわたたくしちは、いったい何を家訓のなかから学びとり、そして何を語継がなければならないのか」（123頁）という観点で住友家が近代的企業へと転換し得た要因を近世の家訓に求めている。

²² 暖簾や家訓の研究は、商家研究（宮本、1941；中野、1964など）や会計研究（高瀬、1930など）を通じて追究されていったが、会計研究も江戸期以来の暖簾や複式簿記の研究を現代に結びつけようとした。

²³ 海外においても長期存続する企業に着目する研究が現れる。その代表的なものとして、経営戦略論の観点から長期存続企業に着目した研究である「コア・コンピタス論」（Prahalad and Hamel, 1990；Hamel and Prahalad, 1994）や「ビジョナリー・カンパニー」（Collins and Porras, 1994）、「リビング・カンパニー」（de Gues, 1997）は、わが国の老舗企業研究の研究者らにも影響を与えた。

おわりに

これまでの議論から、本論文の貢献は、大別して3点あると考える。

第1に、家訓の起源や特徴について、歴史的な変遷を交えながら論じたことである。これまで、家訓の研究は、武家や商家などに限定され、各々の研究分野で行われてきたが、皇族や貴族の家訓を源流に、武家が家訓を作成し、さらに町人が武家に倣って家訓を作成していたという連続性の特徴も含め、明らかにした。

第2に、近年着目される老舗企業研究との関係も交えながら、家訓研究の課題について明らかにした。とくに、呉服太物商中心といった業種の偏り、京都、大阪、東京を中心とした地域の偏りを指摘した。老舗企業の経営実態については、従来、老舗の多い京都など一部の地域と呉服太物商・両替商といった商人系老舗企業が中心に論じられ、それ以外の業種についてはほとんど明らかにされてこなかったのが実状である。つまり、地域、業種ともに限定された研究が行われてきたのである。このため、技能や技術を必要とする企業にも焦点をあてて、考察しなければ老舗企業研究はより成熟したものにならないと考え、これを論じた。

第3に、実際にこれらの課題に対して、老舗企業の家訓を掘り起し、翻刻及び解釈を行ったことである。先行研究を見渡すと、二次資料を解釈するのみ、あるいは、老舗企業の直近数代の当主にしか触れていない研究も多く、老舗企業研究の発展に寄与するためにもこのような研究が必要であると考えられる。

今後こうした取り組みが増えることによって新たな家訓研究や老舗企業研究、ひいては国際的にも着目されるファミリービジネス研究の発展の一助になると考える。これらの研究が今後さらに発展することを期待したい。

参考文献

- 足立政男 (1957) 「近世京都室町における商業経営—法衣装束商千切屋吉右衛門商店における場合—」『立命館大学人文科学研究紀要』第5号, 立命館大学人文科学研究所。
- 足立政男 (1974a) 『老舗の家訓と家業経営』広池学園出版部。
- 足立政男 (1974b) 『老舗と家訓—現代商法を問う—』東洋文化社。
- 墨堤隠士 (1902) 『日本富豪の家憲』大学館。
- Collins, J. C. and J. I. Porras (1994), *Built to Last: Successful Habits of Visionary Companies*, Curtis Brown.
- de Geus, Arie (1997) *The Living Company*, Harvard Business School Press, Boston (堀出一郎訳『企業生命力』日経BP出版センター, 2002年)。
- Hamel, G. and C. K. Prahalad (1994) *Competing for the Future*, Harvard Business School Press.
- 間宏 (1963) 『日本の経営の系譜』マネジメント新書。
- 市川包雄 (1997) 「近世後期信州における農家家訓」『季刊日本思想史』第51号, 107-122頁。
- 岩崎但堂 (1902) 『富豪家成功憲法』大学館。
- 岩崎但堂 (1911) 『日本富豪名家の教訓』博学館。
- 岩崎但堂 (1914) 『極秘日本富豪の家憲』大成館。
- 入江宏 (1971) 「近世農家家法・家訓および家伝的農書の教育的考察」『宇都宮大学教育学部紀要』第1部 (21), 87-102頁。
- 入江宏 (1977) 「近世下野における農家家訓の成立と展開」『宇都宮大学教育学部紀要』第1部 (27), 89-106頁。

- 入江宏 (1996) 『近世庶民家訓の研究』多賀出版。
- 窪田和美 (2003) 「家訓と宗教倫理—須坂の豪農・豪商田中本家の場合—」『龍谷大学社会学論集』第23巻, 1-32頁。
- 北原種忠 (1917) 『家憲正鑑』皇道會出版部。
- 桑田忠親 (2003) 『武士の家訓』講談社学術文庫。
- 京都府編 (1970) 『老舗と家訓』京都府。
- 松本通晴 (1977) 「京都『老舗』研究」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所), 第23号, 77-107頁。
- 松本通晴 (1979) 「地方『老舗』研究」『評論・社会科学』(同志社大学文学部), 第16号, 108-124頁。
- 松本通晴・山本正和 (1978) 「都市『老舗』資料」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所), 第24号, 125-149頁。
- 三戸公 (1991) 『家の論理(第二巻)—日本の経営の成立—』文眞堂。
- 宮本又次 (1941) 「近世商人意識の研究—家訓及店則と日本商人道—」有斐閣。
- 宮本又次 (1942) 「石門心学と商人意識」『心学』第2巻, 1-64頁。
- 宮本又次 (1980) 『大阪経済文化史談義』文献出版。
- 本村希代 (2003) 「近江商人の創業期の軌跡—初代正野広三の場合—」『経済学論叢』第54巻第4号, 38-45頁。
- 中野卓 (1964) 『商家同族団の研究』未來社。
- 大月隆 (1895) 『吾家之憲法』開新堂。
- Prahalad, C. K. and G. Hamel (1990) "The Core Competence of The Corporation," *Harvard Business Review*, May-Jun, pp. 79-91.
- 作道洋太郎 (1978) 『江戸期商人の革新的行動—日本の経営のルーツ—』有斐閣新書。
- 作道洋太郎・宮本又次・畠山秀樹・瀬岡誠・水原正亨 (1978) 『江戸期商人の革新的行動』有斐閣。
- 柴田一 (1998) 「享保期備中南部の地主家訓について—平松万右衛門と「農家常不没抄」—」吉備地方文化研究 (9), 1-65。
- 曾根秀一 (2015) 「世界最古の企業 金剛組の叢書に学ぶ—伝統産業のビジネスシステムから見た長期存続の条件—」『一橋ビジネスレビュー』63巻2号, 70-88頁。
- 曾根秀一・吉村典久 (2004) 「(調査報告) 金剛組—家訓『遺言書』を中心に—」『Working Paper Series—Faculty of Economics Wakayama University』(和歌山大学経済学部) No. 04-19。
- 曾根秀一・吉村典久 (2009) 「『長寿企業』の家訓と経営慣行」『商工金融』(財団法人商工総合研究所) 9月号, 4-17頁。
- Sone Hidekazu・Lam Jose (2013) "Business Systems of Long-Established Family Firm: A Study of Marinelli, Italy's Oldest Firm" 『ファミリービジネス学会誌』Vol.3, 33-45頁。
- 高瀬荘太郎 (1930) 『暖簾の研究』森山書店。
- 竹中靖一 (1977) 『日本の経営の源流』ミネルヴァ書房。
- 竹中靖一・宮本又次 (1979) 『経営理念の系譜—その国際比較—』東洋文化社。
- 上村雅洋 (2000) 『近江商人の経営史』清文堂出版。
- 上村雅洋 (2014) 『近江日野商人の経営史—近江から関東へ』清文堂出版。
- 上村雅洋・曾根秀一 (2009a) 「四天王寺宮大工文書(一)」『Working Paper Series—Faculty of Economics Wakayama University』(和歌山大学経済学部) No. 09-04。
- 宇野精一 (1982) 『顔氏家訓』明德出版社。
- 山本眞功 (2001) 『家訓集』平凡社。
- 山本眞功 (2013) 『「家訓」から見えるこの国の姿』平凡社新書。
- 安岡重明編 (2005) 『近代日本の企業者と経営組織』同文館出版。
- 横山定雄 (1955) 「『暖簾内』習俗にみられる人間関係(その1)—京都・千切屋一統の研究—」『Human Relations』第3集(立教大学文学部社会学科研究室), 15-44頁。
- 横山定雄 (1956) 「『暖簾内』習俗にみられる人間関係(その2)—その結合様式の変貌過程について—」『Human Relations』第4集(立教大学文学部社会学科研究室), 33-48頁。
- 横澤利昌編著 (2000) 『老舗企業の研究』生産性出版社。
- 米村千代 (1999) 『「家」の存続戦略—歴史社会学的考察—』勁草書房。
- 吉田豊編訳 (1973) 『商家の家訓』徳間書店。
- 吉村典久・曾根秀一 (2005) 「長期存続企業の家訓にかんする準備的な研究」『研究年報』(和歌山大学経済学会) 第9号, 73-91頁。